

小平市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成13年政令第238号）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法及び省令において使用する用語の例による。

(認定申請書に添付する書類)

第3条 省令第1条の2第1項の規定により市長が必要と認める書類は、法第5条の3第1項の規定による認定の申請に係る管理計画が法第5条の4第1号から第3号までに掲げる基準に適合するものであることをマンション管理適正化推進センターが証する書類の写しとする。

(認定申請の取下げ)

第4条 法第5条の3第1項（法第5条の6第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請又は法第5条の7第1項の規定による変更の認定の申請（次条においてこれらを「申請」という。）をした者は、市長が法第5条の4に規定する認定（法第5条の6第2項又は第5条の7第2項において準用する場合を含む。）をする前に当該申請を取り下げようとするときは、取下届（別記様式第1号）により市長に届け出なければならない。

(不認定通知)

第5条 市長は、申請に係る管理計画が法第5条の4各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、同条の認定をしないものとし、不認定通知書（別記様式第2号）により申請をした者に通知するものとする。

(報告の徴収)

第6条 市長は、法第5条の8の規定による報告を求めるときは、管理の状況に係る報告

徴収書（別記様式第3号）により行うものとする。

（改善命令）

第7条 市長は、法第5条の9の規定による命令をするときは、改善命令書（別記様式第4号）により行うものとする。

（認定管理計画に基づく管理の取りやめ）

第8条 認定管理者等は、法第5条の10第1項第2号に規定する申出をしようとするときは、管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書（別記様式第5号）により市長に申し出なければならない。

（認定の取消しの通知）

第9条 市長は、法第5条の10第2項の規定による通知をするときは、認定取消通知書（別記様式第6号）により行うものとする。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

年 月 日

小平市長 殿

申請者 住 所

氏 名

連絡先

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

取下届

小平市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第4条の規定により、下記のとおり申請の取下げを届け出ます。

記

管理計画の（認定・更新・変更） 申請年月日	年 月 日
申請に係るマンションの名称	
申請に係るマンションの所在地	
取下げの理由	

第 号
年 月 日

様

小平市長 印

不認定通知書

下記のとおり申請のあった管理計画について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4（同法第5条の6第2項又は第5条の7第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定をしないこととしたので、小平市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第5条の規定により、通知します。

記

管理計画の（認定・更新・変更） 申請年月日	年 月 日
申請者の氏名 （法人の場合は、名称及び代表者の氏名）	
申請に係るマンションの名称	
申請に係るマンションの所在地	
不認定の理由	

注

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小平市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小平市を被告として（訴訟において小平市を代表する者は小平市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 年 月 日
号

様

小平市長 印

管理の状況に係る報告徴収書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8の規定により、下記のとおり、管理計画認定マンションの管理の状況について報告を求めます。

なお、この報告がない場合、同法第5条の10の規定により、管理計画の認定を取り消すことがあります。

記

管理計画の認定年月日及び認定コード	認定年月日 年 月 日 認定コード
認定に係るマンションの名称	
認定に係るマンションの所在地	
報告を求める事項 (報告内容を確認するための書類を添付してください。)	
報告の期限	

第 年 月 日
号

様

小平市長

印

改善命令書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の9の規定により、下記のとおり、改善に必要な措置を命じます。

なお、この命令に違反した場合、同法第5条の10の規定により、管理計画の認定を取り消すことがあります。

記

管理計画の認定年月日及び認定コード	認定年月日 認定コード	年 月 日
認定に係るマンションの名称		
認定に係るマンションの所在地		
措置の内容		
措置を命ずる理由		
措置を講ずる期限		

注

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小平市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小平市を被告として（訴訟において小平市を代表する者は小平市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

小平市長 殿

申請者 住 所

氏 名

連絡先

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書

認定を受けた管理計画に基づくマンションの管理を取りやめたいので、小平市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第8条の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

管理計画の認定年月日及び認定コード	認定年月日 年 月 日 認定コード
認定に係るマンションの名称	
認定に係るマンションの所在地	
認定に係るマンションの管理を取りやめる理由	

※この申出について決議した集会の議事録の写しを添付してください。

第 年 月 日
号

様

小平市長

印

認定取消通知書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の10第1項の規定により、管理計画の認定を取り消したので、同条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

管理計画の認定年月日及び認定コード	認定年月日 年 月 日 認定コード
認定に係るマンションの名称	
認定に係るマンションの所在地	
取り消した理由	

注

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小平市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小平市を被告として（訴訟において小平市を代表する者は小平市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。